

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月19日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	竹内	良訓
静岡県監査委員	四本	康久

1 包括外部監査の特定事件

令和3年度

「文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和3年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B-03 富士山後世継承基金積立金						
意見	<p>①文化財資料や書籍の購入について</p> <p>富士山後世継承基金（以下、基金）は、富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承に関する事業等に要する経費に充てることを目的としている。</p> <p>ここで、静岡県富士山世界遺産センター（以下、センター）は、静岡県富士山世界遺産センター資料収集方針（以下、収集方針）を定め、基金を活用した文化財資料等の購入対象を明確化している。</p> <p>しかし、収集方針では一点につき1,000万円以上の費用を要することが見込まれる文化財資料等の購入については、「特別収集資料目録」に登録されたものから選定する旨の記載があるが、未だ作成していなかった。また、「文化財資料等の購入対象」を基にした購入希望品リストを作成していないため、購入希望品や購入上限金額等が具体化されておらず、購入希望品の優先順位が決まっていない状態であった。</p> <p>そのため、担当課は、「特別収集資料目録」を作成するとともに、「文化財資料等の購入対象」について、センターのホームページに公開し、広く情報を集める体制を取ることが有益と考える。</p>	P62, 63	措 置 完 了	<p>貴重な文化財資料等の散逸を防ぐため、「文化財資料等の購入対象」について、資料収集方針に基づき公開が可能な情報をセンターのホームページ等で令和5年2月に公開し、広く情報を集めている。</p> <p>また、「特別収集資料目録」を作成するため、令和5年6月に「特別収集資料目録」に掲載する候補資料の選定を行い、同年7月に購入候補資料を掲載した「特別収集資料目録」を作成した。当該資料が市場に出た場合は、購入手続きに入る。また、新たな購入候補資料が選定された場合は、随時、目録に追加する。</p>	令和5年 7月	富士山 世界遺 産課